

後発医薬品の使用促進について

岐阜県国保運営方針 第5章 2 (2) 抜粋

- ・市町村においては、被保険者の負担軽減にも繋がる後発医薬品の使用を促進することが必要であると考えています。

<主な取組例>

- ・後発医薬品を使用した場合の自己負担差額通知の実施
- ・後発医薬品希望カードの配布

1 後発医薬品について

- ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっており、後発医薬品を普及させることは、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものとされている。

このため、平成 25 年 4 月に厚生労働省において「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」が策定され、平成 29 年 6 月には「2020 年 9 月までに、後発医薬品の使用割合を 80% とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」と閣議決定された。

2 保険者別の使用割合の公表

- ・後発医薬品の使用促進に向けて、厚生労働省において、2018 年（平成 30 年）9 月診療分から毎年度 9 月・3 月診療分の 2 回、保険者別使用割合の公表を実施。

（別紙 1-1、1-2「保険者別後発医薬品使用割合（令和 3 年 3 月診療分）」参照）

<保険者別使用割合の推移>

	H31.3	R1.9	R2.3	R2.9	R3.3
岐阜県（国保平均）	72.3% ^㉟	72.3% ^㊿	75.1% ^㊿	76.1% ^㉟	77.4% ^㉟
全 国（全体平均）	74.6%	74.9%	77.4%	78.2%	79.2%

※丸数字は全国順位

<後発医薬品差額通知の実施状況（岐阜県）>

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
実施市町村数	38	41	41	42	42	42
実 施 件 数	27,863	25,637	28,228	24,193	19,632	16,469

3 令和 3 年度の取組み

- ・医薬品製造業者に対する無通告立入検査の実施
 - 【実施時期】令和 3 年 7 月
 - 【対象施設】1 施設
- ・薬局薬剤師を対象とした後発医薬品安心使用促進セミナーの開催
 - 【日時】令和 3 年 7 月、10 月
 - 【場所】岐阜県薬剤師会